

- 1

- 議 長 事務局担当者より整理番号 3 の農地法第 3 条許可の流れ、許可の要件などについて概要説明をいたさせます。
- 事 務 局 (農地法第 3 条許可の流れ、許可の要件について詳細を説明)
- 議 長 暫時、休憩いたします。
- (休 憩)
- 議 長 再開いたします。譲受人の担当である委員からご確認いただいた内容の報告をお願いいたします。
- 若 林 委 員 (譲受人の耕作状況等報告)
- 議 長 議案の説明は終わりました。
- これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。
- ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。
- これより採決に入ります。本議案のとおり許可することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。
- (挙 手 全 員)
- 挙手全員であります。よって本議案のとおり許可することに決します。
- 続いて日程第 3、議案第 101 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」別紙により上程いたします。
- 別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。
- 事 務 局 課 長 (1 件の許可申請の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
- 議 長 事務局担当者より農地法第 5 条許可の流れ、許可の要件などについて概要説明をいたさせます。
- 事 務 局 (農地法第 5 条について概要説明)
- 議 長 暫時、休憩いたします。
- (休 憩)
- 議 長 再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いしたいと思います。
- 大 塚 委 員 (現地確認をした農地の現況について報告)
- 議 長 ありがとうございます。
- 議案の説明は終わりました。
- 暫時、休憩いたします。
- (休 憩)
- 議 長 再開いたします。
- これより採決に入ります。本議案のとおり、許可相当としての

意見を付して東京都知事へ送付することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに決します。

続いて日程第 4、議案第 102 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」別紙により上程いたします。

別紙につきまして、まず始めに農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用推進計画あっせん新規 3 件について事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (3 件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
議長 事務局担当者より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用推進計画の流れについて概要説明をいたさせます。
事務局 (農地中間管理事業について概要説明)
議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。議案の説明は終わりました。本議案については、本日午前中に農地利用推進委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いいたします。

石川委員長 本日農地利用推進委員会を開催し、意見を出し合いました。借人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。これより「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用推進計画 あっせん事業新規の 3 件の決定について」審議いたします。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画 あっせん事業新規 3 件について支障なしと考え、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条 3 項の規定による意見について特に意見なしとして市長に対し通知することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって、本議案のとおり、農用地利用集

積計画に基づく貸借について、特に意見なしとして市長に通知することに決します。

続いて、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用推進計画あっせん更新の 19 件、相対新規 3 件、相対更新の 5 件の詳細について事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (27 件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。議案の説明は終わりました。本議案については、本日午前中に農地利用推進委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いいたします。

石川委員 本日農地利用推進委員会を開催し、意見を出し合いました。借人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議長 「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用推進計画あっせん更新の 19 件、相対新規 3 件、相対更新の 5 件の決定について」審議いたします。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画について支障なしと考え、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条 3 項の規定による意見について特に意見なしとして市長に対し通知することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって、本議案のとおり、農用地利用集積計画に基づく貸借について、特に意見なしとして市長に通知することに決します。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項（農地法 4 条 6 件、5 条 15 件、納税猶予に関する適格者証明書 0 件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書 4 件）

報告事項（農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 0 件）

議長 報告は終わりました。何かご質問はありませんか。

何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。